

地域での活動

防災訓練

2月2日(日)、町会／防災会として防災訓練を行いました。今年も小学校をお借りし、校庭及び体育館での訓練を予定しておりましたが、残念ながら雨天により校庭での起震車体験等は実施出来ず、体育館のみで開催。

- ・AED操作訓練
- ・三角巾訓練
- ・防寒新聞スリッパ作成
- ・防災ビデオ視聴
- ・防災お役立ち情報紹介(パネル展示)

今回の参加記念品(防災食)



を行い、**総計80名以上**の方に参加いただきました。



防災訓練において、私自身は**町会防災担当**として、消防署及び杉並区防災課との調整や参加記念品の手配、当日の進行管理を担当しました。震災救援所訓練においては、応急給水訓練等は私自身も初めての経験であり、事前に映像で確認も行いました。

今後も、地域の一員として**防災活動**に携わり、そこで得た知見や気づきを区の防災施策に活かしていきたいと思っています。

震災救援所訓練

2月15日(土)、私も運営連絡会メンバーになっている震災救援所^(*)の訓練に参加しました。

- 内容としては、
- ・防災倉庫備蓄品の確認
 - ・応急給水訓練(応急給水設備の設置及び操作訓練)
 - ・蓄電池及びUSB充電器を使った訓練
 - ・IP無線機操作訓練



を行いました。

(*)震度5強以上の地震が発生した際に、区立小中学校等に開設され、自分の家にいられなくなった住民が避難したり、救護活動を実施する拠点。

夜警活動

12月21日(土)、29日(日)、30日(月)、年末恒例の「町会としての夜警活動」に参加しました。各回とも約1時間、町会メンバーとともに、拍子木を鳴らしながら歩きました。



すれ違う人達からは「お疲れ様です」とお声がけをいただいたり、また、わざわざ家の中から出てきてくれる子供もいます(そうした子には、拍子木を鳴らしてもらいます)。

身近な地域の**防災・防犯活動**として今後も携わり、そうした中での気づきを区政に活かしていきたいと思っています。

多世代交流

2月11日(火・祝)、区立小学校体育館を会場にして行われた「多世代交流ダーツ大会」に、今年度もスタッフとして参加しました。午前中は会場設営に従事し、午後は大会の審判兼スコアラーとして参加。今回は、準決勝での審判、決勝でのスコアラーも担当しました。



今回も、小学生から80歳超の方まで、本当に「多様な世代」の参加がありました。また、継続してスタッフとして参加する中で、「顔なじみ」となった参加者も増えてきたように思います。

今後とも、「**居場所づくり**」を考える貴重な機会として参加し、区政に活かしていきたいと思っています。

次回の定例区議会(令和7年第2回定例会)は、6月2日(月)開会予定です。

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。

E-Mail: ikuma@gakushikai.jp もしくは FAX: 03-3247-8660

杉並区議会議員(無所属) 岩田いくま 区政報告

第86号(令和7年春号)

発行: 岩田いくま 〒168-0082 杉並区久我山5-24-30-103
TEL/FAX: 03-3247-8660 E-Mail: ikuma@gakushikai.jp
HP: http://ikuma-iwata.net (←毎日更新しています!)



岩田いくま(生真)略歴: 昭和46年(1971年)生。都立西高、東京大学卒。外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。令和5年5月より6期目。
趣味: バレーボール(大学時代は母校で部活動のコーチを行う)、読書。
家族: 妻、長男(22歳)、長女(19歳)、次男(17歳)。

P.1 令和7年度当初予算について

P.2 議会での活動について

(予算特別委員会①)

P.3 議会での活動について

(予算特別委員会②)

P.4 地域での活動について

令和7年度当初予算、可決される

3月19日(水)、区議会において令和7年度杉並区一般会計予算が可決されました。

私は、①区政経営改革への取組が不十分であること ②予算関連議案の中に反対する議案があること等から、一般会計予算に反対しました。

杉並区では、当初予算(案)の公表時に、「区政経営改革(行財政改革)推進計画の取組に伴う財政効果」の見込額も公表しております。

公表された数値は前年度を上回るものでしたが、調査したところ**今回から算定式が変更**されており^(*)、**従来の算定式であれば、財政効果がマイナスという、前代未聞の結果**となっておりました。

(*)1)従来含まれていた「定員管理方針に基づく職員数の適正管理」の取組に基づく人件費の増減額分が、今回から突然除かれました。

	財政効果見込額(千円)	
令和3年度	680,928	
令和4年度	826,745	
令和5年度	1,147,432	
令和6年度	83,015	
令和7年度	422,389	-259,158

公表された数値

従来の算定式で算出した数値



意見開陳時の様子



財政効果がマイナスとなった大きな要因は「職員数の増(80人増)」です。もともと現区長の選挙公約や所信表明等では、「民間活力活用への懷疑」や「大きな政府志向」が顕著に見られましたが、これに加えてデジタル技術の有効活用等による業務の効率化がおろそかになった結果、こうした事態になってしまったといわざるをえません。

かつて、主要基金残高(貯金)が87億円しかないのに(平成11年度)、区債残高(借金)が942億円も積みあがった(平成12年度)時期がありました。これは、遠い昔のことではなく、今から四半世紀前のことです。

「未来の世代に負担を残さない区政」「民間の創意工夫を活かした区政」となるよう、区政に携わる一人として取り組んでいきたいと思っています。

予算特別委員会①

3月6日(木)～18日(火)、予算特別委員会が開催され、7日(金)、11日(火)、13日(木)、17日(月)に質問者として登壇しました。以下、その一部を取り上げます。

* 予算特別委員会の様子は、杉並区議会公式HPの委員会録画配信でご覧いただけます。



【質問でとりあげたテーマ①】

7日	区債
	実行計画及び財政計画
	基金利子
11日	区民センター
	区政経営改革 (P.1参照)
	上高井戸地域の防災・震災対策
	防犯パトロール
	議案第18号 (杉並区役所庁舎整備基金条例)

【実行計画及び財政計画】

杉並区では、区政全般に対する中期計画として、実行計画(3年計画)及びそれに伴う財政計画を策定しております(現計画の期間は令和6年度～8年度)。この度、令和7年度予算案策定に伴い、実行計画・財政計画の単年度修正が行われましたが、**「二重計上」がされている旨、指摘**しました(*2)。

(*2)荻窪地域区民センターの改修スケジュール見直しに伴い、令和7年度に計画していた区債発行(歳入)及び事業経費(歳出)を令和8年度に移行すべきところ、令和7年度の数値を残したまま令和8年度に追記していた。



質問時の様子



実行計画及び財政計画自体は議決対象ではありませんが、

区政の動きを中期的に判断する際の指針となる、非常に重要な計画です。工期延長に伴うもののため、頻発する事象ではありませんが、今後こうしたことが起こらないよう質疑を通して指摘し、対応を求めました。

【防犯パトロール】

杉並区では、区職員(警察官OB)で構成される安全パトロール隊と、委託業者の警備員で構成される安全パトロール隊が、区内全域を巡回し、パトロール活動を行っております。現在の防犯意識の高まりを受け、安全パトロール隊の活動について、確認しました。



安全パトロール隊の活動は、車での巡回が中心となりますが、区民との接点を増やすため、**徒歩での巡回とのバランス**をとるよう質疑を通して求めました。

区政に携わる一人として、**「安全」**な街であるとともに、より**「安心」**を感じていただくにはどうすれば良いか、という視点にも留意して区政に取り組んでいきたいと思ひます。



区の答弁では、「避難所利用に関して、世田谷区と協議をしていきたい」旨の発言がありました。また、私からは、旧富士見丘小学校跡地にせめて**「災害備蓄倉庫」**を設置することを質疑を通して求めました。
「令和8年度からの暫定活用時の課題」「その後の本格活用策の検討」について、近隣に住む区議のひとりとして、しっかり関わっていききたいと思ひます。

予算特別委員会②

【質問でとりあげたテーマ②】

13日	議案第19号 (杉並区子どもの権利に関する条例)
	清掃事業
	高齢者いきがい活動支援
	議案第38号 (杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例) 及び 国民健康保険事業会計
17日	議案第22号 (杉並区いじめの防止等に関する条例)
	宮前5丁目自動車学校跡地 及び 西宮中学校改築
	指定校変更
	職場体験学習



質問時の様子

【杉並区子どもの権利に関する条例】

児童の権利に関する条約や子ども基本法では、「子どもの意見の尊重」について、下記のように「年齢及び成熟度に従って」「年齢及び発達の程度に応じて」とされております。

児童の権利に関する条約第12条	自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、 児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
子ども基本法第3条第4号	全てのこどもについて、その 年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され 、その最善の利益が優先して考慮されること。
杉並区子どもの権利擁護に関する審議会答申の「基本理念」内の文章	子どもは、あらゆる場面で、 年齢及び発達の程度に応じて、その思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます。

しかしながら、**杉並区の条例案では、単に「その意見を尊重すること」とされ、「年齢及び発達の程度に応じて」との文言がなくなっておりました。**



「子どもの最善の利益」を優先して考慮するためには、**その年齢や発達の程度に応じて意見を尊重することが、子育てや教育をする上での大人の責務**だと私は考えます。
私の質疑に対する区の答弁では、「同じように考えている」とのことでしたが、条約や法律にある肝心の文言が条文からなくなっていることから、私は**反対**しました。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等のための基本理念、区・学校・保護者等の責務、区・学校の基本事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を推進することを目的に、条例案が提案されました。



質疑では、昨年改訂された国のガイドラインに「調査組織の構成に関する、対象児童生徒・保護者の意向の確認」が新設されていることから、どのように対応するのか等を確認しました。
これまでは教育委員会の附属機関である**「いじめ問題対策委員会」**しかありませんでしたが、この条例に区長の附属機関として**「いじめ問題調査委員会」**も設置する規定が盛り込まれていることから、私は**賛成**しました。